

4.2 本学著作権処理の現状と課題

4.2.1 著作権処理の必要性

人間の知的な精神活動の成果に関する権利である知的所有権には、主に産業的創作を保護する工業所有権と文化的創作を保護する著作権がある。著作権は、著作者等に付与される期限付きの排他的・独占的な権利である。

本学で電子化対象となっている資料（以下「電子化対象資料」という。）は、学外出版物では雑誌、図書、ビデオ等、学内出版物では学位論文やレポート等、比較的新しいものが中心である。これらの資料を電子図書館で利用することについて、なぜ著作権処理が必要になるのか？電子図書館利用にどのような権利が関わってくるのか？それぞれの電子化対象資料を図1の権利処理のプロセスに照らし合わせ、著作権処理が必要かどうか判定する必要がある。

4.2.1.1 著作物か？

著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」（著作権法第2条1項1号（以下「著作権法」を省略））と定義されており、雑誌、図書、報告書、論文は言語の著作物（文書著作物）、ビデオは言語の著作物（演術著作物）又は映画著作物である。

従って、電子化対象資料は著作物である。

4.2.1.2 保護対象か？

以下の著作物は保護を受ける。（第6条）

- ・日本国民の著作物（国籍主義）
- ・最初に日本国内において発行された著作物（発行地主義）
- ・条約により我が国が保護の義務を負う著作物（台湾、アフガニスタン、イラン、シリア等13カ国は条約未加盟）

電子化対象資料は国内または欧米のものがほとんどである。従って、保護対象である。

4.2.1.3 保護期間内か？

原則として著作者の死後50年間（第51条）、団体著作物等は公表後50年間（第53条）は保護される。

電子化対象資料は、雑誌のバックナンバーや図書で古いものであっても出版が40年以上前のものはほとんどない。従って、保護期間内である。

4.2.1.4 自由に利用できるか？

権利の制限規定（第30条～第50条）が適用できれば、自由に利用できる。権利の制限規定のうち電子図書館に関わるものとして第31条が上げられる。

図書館等は、第31条により、その利用者の求めに応じて当該利用者の調査研究の用に供する場合や、図書館資料の保存のため必要がある場合等に限り、著作権者の許諾を得ずに著作物を複製することができる、と規定されている。

しかし、権利の制限規定は著作権者の利益を不当に害するおそれが低い公益性が高いものが対象であり、電子図書館の実現のために必要な複製に適用することは困難であり、また公衆送信権・伝達権については、図書館等での利用についての著作権の制限規定はない。

従って、電子化対象資料は電子図書館において自由に利用できない。

4.2.1.5 どういう権利が関わってくるか？

電子図書館で利用するということはどういったことか？電子図書館での利用については本学においては以下の処理が不可欠であり、これらの処理に対しそれぞれの権利が関係するとともに、これらの権利は著作権者が専有するものである。

- ・ 著作物の内容をデジタル化し、ハードディスク等の装置に蓄積すること。（複製権：第21条）
- ・ 蓄積した情報をネットワークを經由して提供すること。（公衆送信権・伝達権：第23条。ただし、有線で同一構内の場合は権利は発生しない。第2条第1項7の2）
- ・ 蓄積した情報をプリンターで印刷すること。（複製権：第21条）

4.2.1.6 結論

電子化対象資料を電子図書館で利用するためには、あらかじめ著作権者等に著作物の利用許諾を得なければならないし、営利・非営利を問わずその利用に当たっては相当な対価を支払わなければならないと考える。ただし、無償で許諾いただける場合は許諾者の意志を尊重し、その厚意を無にすることはしない。

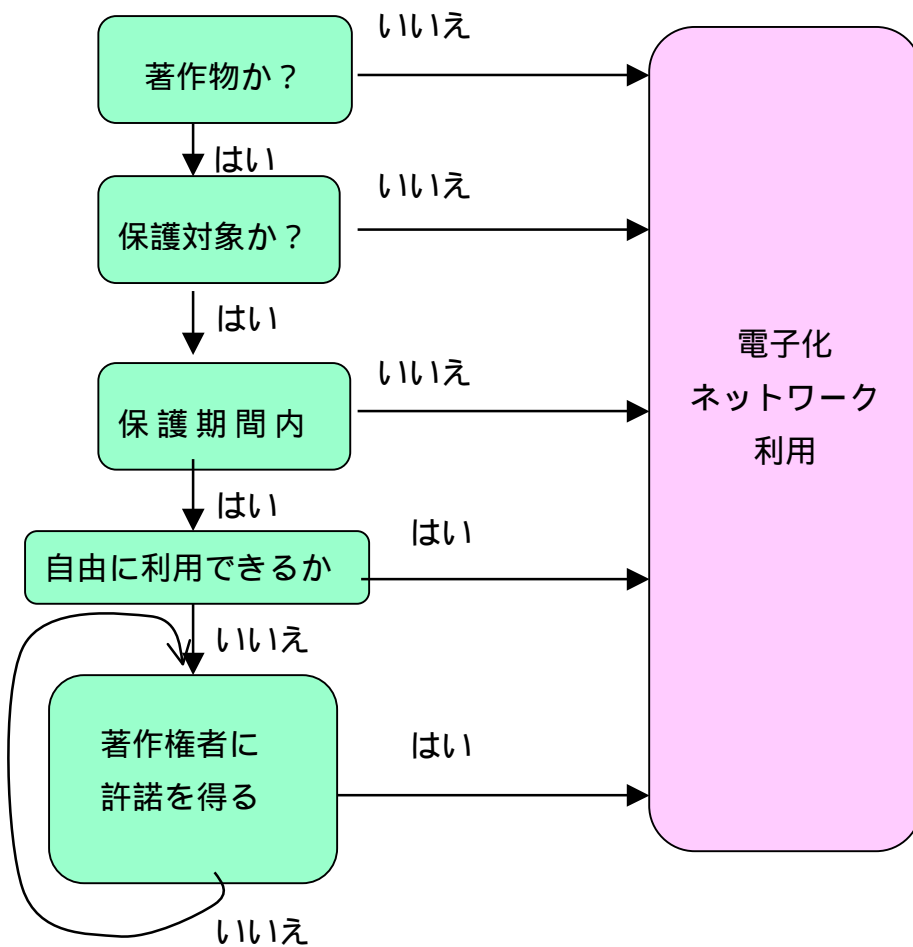


図1．権利処理のプロセス

4.2.2 本学著作権処理の基本方針

本学の電子図書館において雑誌、図書及びビデオ等の著作物を利用したい場合は、以下の基本方針で交渉を行っている。

4.2.2.1 許諾の手続

- (1) 第63条に基づき、著作権者本人に許諾依頼をする。なお、著作権が出版者に集中していない場合は、個々の著作者についても許諾を得る。
- (2) 許諾依頼は著作権者のもとに直接出向き説明するか、依頼文を郵送する等の方法によって行う。説明時に使用する、あるいは依頼文に添付する資料（本レポート資料編を参照のこと。）は次のとおりである。

・「雑誌・図書のデータベース化についてのお願い」

- ・「講演・講義内容のデータベース化についてのお願い」
- ・「承諾書（案）」あるいは「協定書（案）」
- ・「奈良先端科学技術大学院大学電子図書館概要」
- ・「電子図書館利用案内」
- ・「NAIST 教育研究スタッフ」

(3) 許諾が得られた場合は、許諾内容及び条件の相互確認のために、承諾書を提出してもらうか、あるいは協定書を締結する。

(4) 許諾が得られず保留になった場合は、時間の経過によって著作権者の方針に変化が見られることがあるため、一定期間を置いて再度依頼する。この方法により何度か許諾に成功している。

4.2.2.2 許諾内容及び条件

(1) 資料の内容をデジタル化してハードディスク、磁気テープ等に蓄積し、データベースを作成すること。

(2) 資料から検索情報（書誌、目次、全文）を作成し、データベースに蓄積すること。

(3) データベースを検索すること。

(4) 一次情報（本文）の閲覧・印刷あるいは視聴は、原則として学内利用者に限定する。

(5) ただし、著作権者の許諾が得られれば、一次情報（本文）の閲覧・印刷あるいは視聴についても学外利用者に公開する。

(6) 有償の場合、適正な許諾料を支払う。

4.2.3 本学での許諾交渉の経過（平成 11 年度以後）

(1) 平成 10 年度から交渉を進めていた学術著作権協会との契約が成立し、日本生化学会をはじめ 4 学会 34 誌の許諾が得られた。

(2) 既に許諾が得られている出版社の新刊からの選定により、電子化許諾料も含めて雑誌・図書を購入した。

(3) 東京、京都、大阪の出版社・学協会等 22 カ所に延べ 26 名の教職員を派遣し、直接面談による交渉、特に国内雑誌バックナンバーについて重点的に許諾交渉を行った。

(4) 本学で行われる講演・講義の内容をデータベース化する事業を拡充し、現在までに 32 件の許諾を得て、随時データベース化している。

表1 図書・雑誌年度別許諾状況（平成12年10月末日現在）

区分 (単位)	所蔵数 a		平成6～9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		許諾累計		
			申込数	許諾数	申込数	許諾数	申込数	許諾数	申込数	許諾数	申込数 b	許諾数 c	許諾率(%) 上段 c/b 下段 c/a
図書	29,544	機関数	27	9	16	4	7	4 *1	5	3 *2	55	20	36
(冊)		冊数		58		100		103		169		430	1.5
雑誌	964 外国 586 国内 378	機関数	81	39	38	12	27	6 *3	5	4 *4	151	61	40
(タイトル)		タイトル数		151		16		14		33		214	22.2

*1 許諾機関の内訳：ゴードン&ブリーチ、サイエンス・フォーラム、ティー・アイ・シー、エルゼビア

*2 許諾機関の内訳：ゴードン&ブリーチ、ティー・アイ・シー、(財)東京大学出版会(内諾)

*3 許諾機関の内訳：(財)日本統計協会、(社)日本生化学会、(社)日本農芸化学会、ティー・アイ・シー、クルーフ、エルゼビア

*4 許諾機関の内訳：(社)電子情報通信学会、(社)応用物理学会、CQ出版社、エルゼビア

図書申込 *1の他、丸善、サイエンス社、アカデミックプレス

*2の他、エヌ・ティー・エス、文化庁

雑誌申込 *3の他、AIP、ACS、アカデミックプレス、Cambridge University Press、Oxford University Press、ワイリー、Springer-Verlag、サイエンス社、共立出版、東京化学同人、羊土社、秀潤社、裳華房、アスキー、日本評論社、中山書店、JT生命誌研究館、CQ出版社、ソフトバンク、丸善、岩波書店

*4の他、北隆館

4.2.4 現状

4.2.4.1 利用許諾数

平成12年10月末日現在の許諾数は、表1のとおり、図書430冊、雑誌214タイトルであり、表には出ていないがビデオ(講演・講義内容を含む)は70タイトルである。図書と雑誌について本学全体の蔵書冊数と比較した場合の許諾率は、図書は1.5%、雑誌は22.2%となる。この数字は平成10年度までの数字と比較すると、最近の1年半程の期間で図書は172%、雑誌は28%増加したことになる。図書の許諾の伸び率が大きいことがわかる。

4.2.4.2 許諾内容の分析

表2は、これまでの交渉結果を機関の種別毎に、依頼機関数、許諾機関数、承諾書様式等で集計したものである。これによると、依頼した機関の48%の機関で許諾が得られており、その内の41%が学内教官の協力によるものである。

また、大学等機関、企業については無償許諾がほとんどであり、その割合は全体の80%である。ただし、最近の許諾分についてはそのほとんどが有償許諾である。平成11年度からの許諾分のうち無償許諾は1機関しかない。

承諾書様式については、詳細な協定書より簡略な承諾書の方が3倍以上に上る。

表2 機関別許諾状況（平成12年10月末現在）

機関の種類	交渉相手先	依頼機関数	許諾機関数	内教官仲介分	承諾書様式				無償
					協定書	承諾書	相手側作成	その他	
学協会	国内	36	23	9	7	13	2	1	19
	外国	15	0	0	0	0	0	0	0
	合計	51	23	9	7	13	2	1	19
商業出版社	国内	49	19	6	1	12	5	1	12
	外国	16	3	2	0	1	2	0	0
	合計	65	22	8	1	13	7	1	12
大学等機関	国内	7	6	1	0	3	0	3	5
	外国	3	0	0	0	0	0	0	0
	合計	10	6	1	0	3	0	3	5
企業	国内	31	24	11	4	11	4	5	24
	外国	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	31	24	11	4	11	4	5	24
合計		157	75	31	12	40	13	10	60

注 承諾書様式

協定書 本学で原案作成したもの。詳細版。（学術著作権協会締結分を含む。）

承諾書 本学で原案作成したもの。簡略版。

相手側作成 基本的に原案を相手側が作成したもの。

その他 正式な文書の形で残していないもの。（電子メール文等）

注 繰り返し交渉している機関についても1で計上している。また、資料別に区別していない。

4.2.4.3 回答保留・拒否の理由

これまで許諾依頼をしたうち、半数程の機関では許諾が得られなかった。依頼に対して回答保留または拒否した理由のうち出版社によるごく最近のものは以下のようなものである。

- ・第三者による電子化は出版社に不利益しかもたらさない。また、自社での電子化の計画があるので、第三者に電子化をしてもらいたくない。
- ・著作権をクリアするためにしなければならない著者との契約や利用料金の分配等煩雑な事務処理に人手を割くことができない。
- ・新しい利用形態に対応できる社内の統一見解がまだ固まっていない。
- ・このようなことが全国的に行われると著作権の保護策にとどまらず、出版社存立にも関わる問題であり、なお、業界関係者間での検討を待ちたい。
- ・紙媒体の売れ行きが減ることが心配である。
- ・データが簡単にコピーされてしまうことに非常に危機感を抱いている。従って、学内であっても電子化利用は認められない。

4.2.4.4 拡充政策

平成 12 年度では、以下の活動方針に基づいて著作権許諾の拡充を計っている。

(1)既に許諾を受けている出版社等を通じたの拡充

すでに許諾を得ている出版社の新刊等の未購入の雑誌・図書で必要なものは電子化許諾料も含めて購入する。

(2)著作権集中処理機関を通じたの拡充

学術著作権協会等の集中処理機関で著作権許諾一括処理ができるものについては、そのシステムを積極的に活用し許諾を増やす。

(3)国内雑誌バックナンバーを対象とした拡充

国内雑誌について、数年で在庫がなくなるおそれがあるバックナンバーを対象に許諾交渉を進め、重点的に電子化し、教育研究に役立てるためのバックナンバーセンターとして機能することを目標にする。

(4)コンソーシアムによる拡充

京阪奈という地縁を生かし、将来的には共同利用を目標とした京阪奈の各企業等との連携により、当面は電子化利用の許諾交渉を行い、許諾率の大幅な改善をねらう。

(5)講演・講義内容の電子化許諾の拡充

本学で行われた学内者・学外者による講演・講義の内容をデータベース化し、

学内外に情報発信できるように電子化許諾の拡大に努める。

4.2.5 今後の課題

4.2.5.1 電子化ファイルの商品化

本学で購読している雑誌は理工系のコアジャーナルが中心であるので、外国雑誌についてはそのほとんどがオンラインジャーナルとしても発行されている。オンラインジャーナルの使用について考察すると、本学のように電子図書館を構築し、運用のためにかなりの設備投資をしているところでは、そのシステムを有効活用し教育研究に役立てるために、オンラインジャーナルをリモートで使うのではなく、電子化ファイルを購入しローカルサーバに蓄積しオンサイトで使いたい。オンサイトで使うことによって外部のネットワークやシステムの障害による利用中断や遅滞を防ぐことができるし、契約中断や契約中止によるバックナンバーの閲覧不可という問題を解決することができる。また、カレント分はリモートでバックナンバーはオンサイトで使うといった分散配置による使用があってもよいように思われる。

現在のところ外国雑誌について電子化ファイルを購入し、本学のデータベースに統合的に取り込み利用することが可能な出版社はエルゼビアとクルーワーのみである。他のいくつかの出版社については過去に何度か交渉しているが、電子化ファイルを切り売りするのは社のポリシーに反するという事で拒否されてきている。

しかしながら、ごく最近その状況が変わってきたように思える。ファイルの提供を快諾するところが前述の2社以外に出てきたからである。このような多角的な販売方法を実施する出版社が増えることが望まれる。

4.2.5.2 出版契約の見直し

主に商業出版物を電子化利用する場合の大きな問題のひとつは、出版契約の条項にそのような二次利用のことが盛り込まれていないために、出版社にその解決を仰がなくてはならないことである。出版社側に積極的に取り組む姿勢がある場合は、出版契約に電子化利用についても権利が及ぶように条項を追加修正すれば、今後出版されるものについては適用されるようになるので、権利処理の一元化が計れることになり、電子図書館での利用を促進することができると思われる。

4.2.5.3 技術的保護手段

著作権者・出版権者には電子化利用によりデータが流出して不正に使われることへの根強い不安感がある。それを解決する手段として電子透かしの埋め込みや暗号化、不正利用をネットワーク上で監視する仕組みの導入等があり、それらの技術の適用により元資料の保護を強化することができると共に権利者の不安感を取り除くことにもつながる。そのようなセキュリティ技術の実用化のために、早期の標準化が望まれる。

4.2.5.4 課金処理

権利者に適正な利用料を支払うためには、当該データがどのように使用されているのかを正確に把握することが必須である。そのためには、誰がいつどこで何をどのように使用したかというアクセス及び印刷のログ情報の取得並びに外部からの使用も想定した課金処理のシステムの構築に早急に取りかからなければならない。

4.2.5.5 権利者の要望の実現

これまでの出版社等との交渉結果から、出版社等が電子図書館に要望することとして以下のようなことが上げられる。すぐには実現できない大きな問題を抱えた要望もあるが、実現に向けて前向きに検討していきたい。

- ・ 電子化したデータの商用利用
- ・ 検索等の付加価値を付けたデータの提供
- ・ 電子化した資料の詳細な利用統計の提供。例えば、ある論文の利用回数等。
- ・ 自社ホームページへのリンク

4.2.5.6 著作権集中処理システムの確立

現時点では学協会出版物以外のものについて電子化利用するためには、著作権者と個別に交渉をしなければならない。著作物の複写に関しては、著作権者の委託を受け、契約・徴収・分配のシステムを日本複写権センターが構築し実運用している。従って、電子化利用にも適用できるようなシステムへの拡大あるいは新しいシステム構築の早期の実現が望まれる。

4.2.5.7 電子化利用を念頭に置いた著作権法の見直し

現行の著作権法の下では著作物を電子図書館で利用するためには個別か一括

かは別にして許諾の交渉をしなければならない。著作権法は利用よりも保護強化の方向に進んでいるように見受けられる。著作権者の権利を保護することを前提としてもっと機械的な手続きにより利用することはできないのか。文部省の調査研究協力者会議では「コンピュータ、インターネット等を活用した著作物等の教育利用について」として平成 12 年 9 月に報告書を出しており、この中で著作権法の権利制限の拡大を提言しているが、教育的な側面での利用に焦点を当てた権利制限の拡大であり、電子図書館を構築する側での作成に焦点を当てたものではない。

このような状況の中で、電子図書館を運用するためには、権利制限の拡大をねらうよりは、許諾料が著作権者に正しく行き着くような枠組みが作られることの方が大事であり、そのためには電子化利用を念頭に置いた著作権法の見直しが必要となり、その実現が期待される。